

(仮称) 豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例 (素案) への意見募集について

○施行条例制定の概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和3年法律第37号) が令和3年(2021年)5月に公布されました。豊中市をはじめとした各地方公共団体は、これまでそれぞれの条例の規定に基づき個人情報を取り扱ってきましたが、令和5年(2023年)4月1日からは個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「改正法」といいます。)に基づき個人情報の定義や取扱い等については各地方公共団体の実情に応じて許容される事項を除き全国的な共通ルールが適用されることとなります。

このことにより、本市においても改正法の規定に基づいて個人情報を取り扱うこととなることから、豊中市個人情報保護条例(平成17年条例第19号。以下「現行条例」といいます。)を廃止するとともに、改正法の趣旨を踏まえ条例で定めることが許容された事項等を規定する「(仮称) 豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例」(以下「施行条例」といいます。)を制定するものです。

○施行条例に規定する事項

(1) 改正法が定める個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成について

改正法が定める個人情報ファイル簿については、1,000人以上の個人情報ファイルが作成対象となっていますが、個人情報の把握の一元化、市民参加の容易性の確保等のため、1,000人未満の個人情報ファイルについても帳簿を作成します。

(2) 開示決定等の期限について

改正法が定める開示期限(請求があった日から30日以内)を短縮し、現行条例の開示期限(請求があった日から起算して15日以内)と同じ日数とします。

また、開示期限以内に決定等ができない場合の期限の延長制度についても、現行条例の期限(請求があった日から起算して60日以内)を短縮し、延長期間を「請求があった日から44日以内」とします。

(3) 改正法第129条における審議会の設置について

改正法により個人情報の取扱いについて、全国的な共通ルールが設けられたことから、個人情報の例外的な取扱いを審議することができなくなりました。現行の情報公開・個人情報保護運営委員会の所掌事務のうち、情報公開及び個人情報保護に関する重要事項については、引き続き改正法第129条における審議会の諮問事項とします。

(4) 運用状況の公表について

施行条例においても、引き続き個人情報保護制度の運用状況を毎年度1回取りまとめ

公表するものとします。

○今後のスケジュール

令和4年10月26日	意見提出期間
～11月15日	
令和4年12月	施行条例等に関する議案を市議会に提出
令和5年4月1日	施行条例施行

○参考

豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会（答申）

個人情報保護委員会（法令・ガイドライン等）

URL：<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>